

## 大田区からのお知らせ



# 羽田地区 まちづくりルール

## 防災街区整備地区計画案 説明会開催のお知らせ

平成31年1月

日頃から大田区のまちづくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

これまで区では、火災危険度の高い羽田地区の防災性を高める「まちづくりルール（地区計画）」の導入に向けた検討を行ってきました。

昨年10月に、「羽田地区防災街区整備地区計画」の原案を取りまとめ、説明会の開催、公告・縦覧及び意見書の募集を行ったところ、概ねの賛同を頂くことができました。

区ではこれを踏まえて、都市計画法に基づく「羽田地区 防災街区整備地区計画案」を作成しました。今後は、地域の皆様にご意見を伺いながら、都市計画決定に向けた手続きを進めていきたいと考えています。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたします。お忙しいところ誠に恐縮ですが、土地建物に関する重要な内容ですので、ぜひご出席をお願いいたします。

### ●説明会

#### 第1回

日時：平成31年2月6日（水）午後7時～8時

場所：羽田小学校2階 ランチルーム

#### 第2回

日時：平成31年2月9日（土）午前10時30分～11時30分

場所：羽田小学校2階 ランチルーム

### ●内容

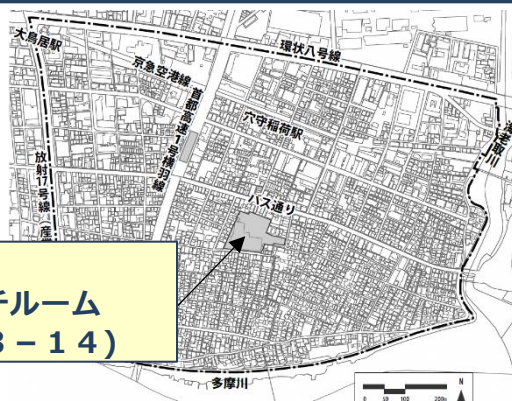
羽田地区防災街区整備地区計画案の説明

※第1回、第2回ともに同じ内容ですので、ご都合の良い日にお越しください。

### 【お問合せ先】

大田区 まちづくり推進部  
防災まちづくり課 市街地整備担当  
担当：清水、磐佐、金子、岩間  
電話：03-5744-1338  
FAX：03-5744-1526

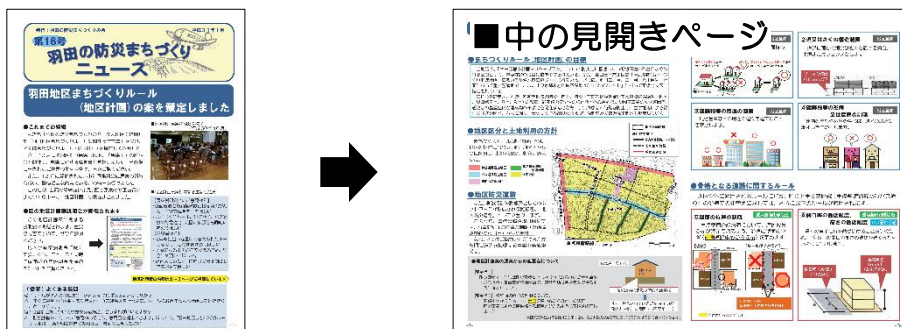
羽田小学校  
2階ランチルーム  
(羽田3-3-14)



裏面もご覧ください→

## ○羽田地区 防災街区整備地区計画案の内容について

羽田地区 防災街区整備地区計画案の概要については、「羽田の防災まちづくりニュース 第16号」をご覧ください。



## ○地区計画案の縦覧・意見書の提出について

地区計画案について、計画書等の法定資料をご覧になりたい方、意見書を提出されたい方につきましては、下記のとおり受付しております。

### 縦覧について

- 縦覧期間 平成31年2月7日(木)～平成31年2月21日(木)  
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- 縦覧場所  
防災まちづくり課(区役所本庁舎7階)、羽田特別出張所(新庁舎)  
※区ホームページでもご覧になれます。

### 意見書の提出について

- 意見書の提出期間 平成31年2月7日(木)～平成31年2月21日(木)
- 意見書の提出場所  
防災まちづくり課(区役所本庁舎7階)
- 郵送される場合  
下記住所まで、2月21日(木)必着でお願いします。  
〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 大田区まちづくり推進部防災まちづくり課
- 意見書の書き方  
以下の項目をご記入の上、提出してください。(様式は自由です)
  - ① 住所・氏名(法人の場合は名称と代表者)
  - ② 提出理由
  - ③ 意見の内容